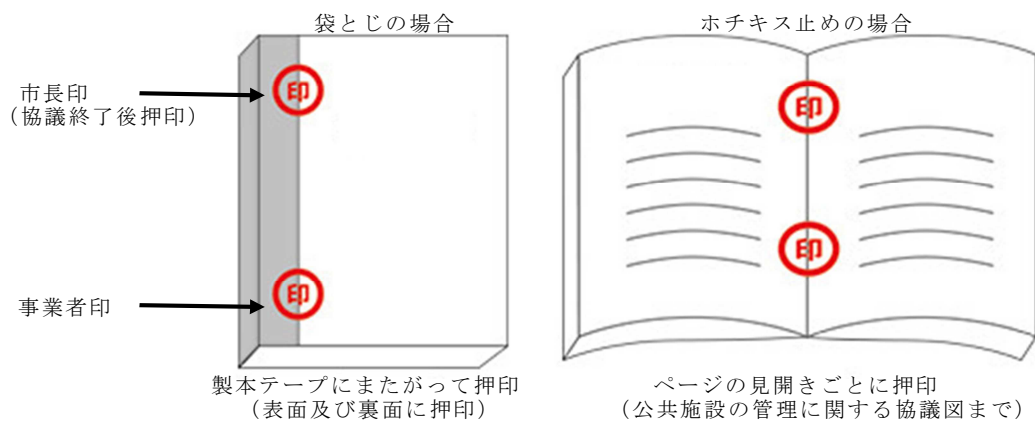


都市計画法第32条の規定による協議書作成時の注意点

- 1 正2部提出し、2部とも実印（29条申請書と同一印）を押印する（必要に応じて捨印）。
- 2 公共施設の管理に関する協議書及び協議図までを袋とじ又は左端ホチキス止め（2か所）とし、割印をする。

（例）



3 必要書類

- ・ 公共施設の管理に関する協議書
- ・ 公共施設の管理に関する協議図
- ・ 案内図
- ・ 公図の写し
- ・ 求積図
- ・ 協議の対象となる公共施設の平面図、縦横断面図、構造図
- ・ その他必要な図面
- ・ 印鑑証明書（協議書に押印したもの）

- 4 公共施設の管理に関する協議書と協議図に表示する公共施設の番号を一致させること。
- 5 年月日は記入しない（協議終了後市で記入する。）。
- 6 別紙見本のうち、該当しない項目は削除する。

見本

公 共 施 設 の 管 理 に 関 す る 協 議 書

令和 年 月 日

住 所 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号
管理者
氏 名 新座市長 並 木 傑 (印)

住 所
申請者
氏 名 (印)

申請者 と管理者新座市長は、都市計画法に基づく
開発行為または、開発行為の工事により設置される公共施設の管理に関し、同法第32条の規定により、
次のとおり協議しました。

記

○開発区域に含まれる地域の名称
新座市 丁目

1-1 新たに設置される公共施設について（開発区域内）

種 別	番 号	概 要			管理者 ※	帰 属 ※	摘 要
		幅員・寸法	延 長	面積・数量			
道 路	①	6.00m	34.20m	210.20 m ²	市	市	アスファルト舗装
道 路	②	0.40m	60.00m	24.00 m ²	市	市	〃 、市道後退分
道 路	③	4.80m	20.00m	96.00 m ²	申請者	申請者	〃 、転回広場含む（面積のみ）
公 園	④			150.00 m ²	市	市	遊具、排水設備等付属施設含む
広 場	⑤			200.00 m ²	市	市	
ごみ置場	⑥			3.05 m ²	申請者	申請者	14戸、有効面積(2.9 m ²)
汚 水 管	⑦	φ200	91.40m		市	市	
雨 水 管	⑧	φ250	65.30m		市	市	
汚 水 人 孔	⑨	φ900		6 箇所	市	市	市型鉄蓋
雨 水 人 孔	⑩	φ900		6 箇所	市	市	〃
公共汚水枳	⑪	φ150		10 箇所	市	市	市型小口径鉄蓋、 取付管φ150 含む
L形集水枳	⑫			4 箇所	市	市	取付管φ150 含む
L形側溝	⑬	L-250	68.4m		市	市	
道路内浸透トレンチ	⑭		12m	4 箇所	市	市	
横断側溝	⑮		12m	2 箇所	市	市	
防 火 水 槽	⑯	80 m ³		1 基	※	市	耐震構造、公園用地内
消 火 器	⑰			1 基	市	市	ごみ置場内設置
カーブミラー	⑱			3 基	市	市	両面・片面の別
道路照明灯	⑲			3 灯	市	市	新設電柱共架

1-2 新たに設置される公共施設について（開発区域外）

種 別	番 号	概 要			管理者	帰 属	摘 要
		幅員・寸法	延 長	面積・数量			
汚 水 管	㉔	φ200	2.40m		市	市	
雨 水 管	㉕	φ250	5.10m		市	市	
汚 水 人 孔	㉖	φ900		1 か所	市	市	市型鉄蓋、割込人孔
雨 水 人 孔	㉗	φ900		1 か所	市	市	//
L形集水桝	㉘			2 か所	市	市	取付管φ150 含む
カーブミラー	㉙			1 基	市	市	両面・片面の別
道路照明灯	㉚			1 灯	市	市	電柱共架

2 既存の公共施設について

種 別	番 号	概 要			管理者	帰 属	摘 要
		幅員・寸法	延 長	面積・数量			
道 路	㉛	4.20m	34.90m	146.58 m ²	所有者	所有者	位置指定道路、廃止
水 路	㉜	1.82m	43.00m	78.26 m ²	申請者	申請者	市有・国有的別、 払下げ・付替えの別
雨 水 管	㉝	φ250	5.50m		市	市	撤去
L形側溝	㉞		10.45m		市	市	撤去
公共汚水桝	㉟	φ150		1 か所	市	市	既設再利用
カーブミラー	㊱			1 基	市	市	移設
歩車道境界ブロック	㊲	5m			市	市	撤去

※ 公共施設の管理及び帰属先については、申請者と市（関係各課）とで協議の上決定する。
（防火水槽の管理者については、市と新座消防署とで協議の上決定する。）

3 設計施工方法について

- (1) 開発区域内外の道路及び排水の構造については、新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例に基づき、担当課と協議した設計とすること。
- (2) 電柱等は、交通の妨げになるので、道路敷内には設置しないこと。
- (3) 公共施設の工事に關し、市（管理者）は必要があるときは、その工事が、この協議書で定めるとおり行われているか否かについて、確認することができるものとする。
- (4) 工事を廃止した場合、公共施設の復元は申請者が責任を持って行うこと。

4 帰属について

- (1) 申請者が管理者に対してする公共施設の引渡しは、市が行う工事完了検査に合格した後に行うものとする。
- (2) 所有権移転登記は嘱託登記とし、嘱託書の調整は管理者において行い、その他の事務は申請者において行うものとする。
なお、所有権移転登記に必要な書類は、工事完了届出書と同時に市へ提出すること。

5 管理について

公共施設に故障があった場合の補修について、公共施設引渡し後3年間は申請者の責任において補修費を負担すること（公告の日から起算して3年間）。

6 工事施工について

工事施工に当たっては、公害の発生を未然に防止するよう十分注意すること。

なお、公害が発生し、その周辺の住宅、農作物その他公私有財産に損害を与えたときは、申請者の責任において速やかに補修等の事後処理を行い、再発しないよう十分対処すること。

7 その他

- (1) 申請者は、新たに設置される道路に、ガス管等道路管理者（市）以外が管理する施設を設置する場合は、当該液化石油ガス販売事業者等に対して事前に道路管理者（市）と協議を行うよう調整を図ること。
- (2) 宅地区画の変更は、工事完了後は認められないので、購入者に対して十分説明の上販売すること。